

Beyond

ASAHI
Research Institute

2022. 7 vol.19

そこに衝動はあるか

あさひ総研

名義預金について

中小企業向け所得拡大促進税制

若手社員研修を実施しました

次回決算へ向けて

Focus

株式会社サンワ・レストラン・クリエイツ

News

あさひ通信

第 204 回 『八甲田山死の彷徨』 に学ぶ①

INFORMATION



CONTENTS

そこに衝動はあるか

あさひ総研

- 01 ・相続
名義預金について
- 02 ・税制
中小企業向け所得拡大促進税制
- 03 ・経営
若手社員研修を実施しました
- 04 ・公益法人
次回決算へ向けて

Focus 株式会社サンワ・レストラン・クリエイツ

News

あさひ通信 第204回 『八甲田山死の彷徨』に学ぶ①

INFORMATION

[Beyond] について

企業を取り巻く環境は、DX化、新型コロナウイルスへの対応、人口構造の激変、AIやロボティクスをはじめとしたテクノロジーの進展により、これまで経験したことのない状況に遭遇しています。これまでの業界の常識や前提は通用しない時代、従前の枠を超えた思考が必要な時代になっていると感じます。あさひグループではこれまでの会計事務所の枠を超えて、経営者の皆様に役立つ情報を提供、活用頂きたいという思いを込めて『Beyond』を発刊いたします。

感情を動かすサービスへ



そこに衝動はあるか

統括代表社員 田牧 大祐

“世界をよくする、衝動をつくろう。”は、SEGA XD 社 HP のトップページにある言葉だ。SEGA XD 社は“「衝動」で課題を解決し、人々を幸せに ”というミッションを掲げ、エンタテインメント事業で培ったゲーミフィケーション※1技術により、様々な業界に変革を届けるサービスを展開している。エネルギー関連企業での若年女性をターゲットとしたキャラクターゲーム開発、教育関連企業での新規顧客へアプローチするゲーム開発、社員教育でのコミュニケーション能力向上のためのカードゲーム開発など、様々な企業にゲーミフィケーションの技術を活用したサービスを届けている。

あさひ会計では、自治体の会計業務支援をしている。自治体の財政情報を住民の皆さんに届けるのであるが、会計に馴染みのない方に届けるのは困難だ。そこで、SEGA XD 社と提携し、インフォグラフィック※2 で分かりやすく伝えるサービスを進めている。

先日、SEGA XD 社のメンバーと自治体訪問や地域の散策に出かけ、また、コンセプト定義などの打合せを進めた。打合せでは、彼らがエンタテインメント業界のプロフェッショナルであると感じる場面がいくつもあった。

特に、プロジェクトのコンセプト定義は新鮮であった。“誰に ”、“何を ”、“どのように ”からコンセプトを導くのであるが、“誰に ”のところでは、ターゲットとして2つのペルソナを設定する。無関心層 A さんにサービスを届け、すでにユーザーである B さんのよう

になってもらいたい、ターゲット A さんをユーザーに移行してもらうため、A、B 両氏のペルソナを設定する。ペルソナには、性別、名前（仮称）、年齢（年代ではなく）、職種とその部署、家族構成、日常生活環境、興味あるニュース分野まで、特定していく。通常の商品コンセプトでは、地域や性別、年齢層などはある程度想定されるのが通常であるが、あたかも実在する人を特定するようなペルソナ設定は新鮮な体験であった。確かに、商品、サービスを突き詰めると、誰が利用するかが具体化され、サービス内容、見せ方、リーチする手法は洗練されていく。ペルソナの感情や意識はどこにあるかが議論の中で浮かんてくる。ゲーム開発ではペルソナの設定が最も重要だという。ペルソナが特定されれば、プロジェクト参加者間でのターゲットの齟齬も起きないであろう。

感情は、行動の原動力である。SEGA XD 社では「感情をゆさぶり、心を動かすこと」を衝動と定義している。あらゆる業界に求められるサービスの本質とを感じる。サービスや商品、ユーザーへリーチする手法はターゲットとするペルソナに合っているのか。ターゲットに衝動を感じてもらえるか。そこに衝動があるかがサービスの価値と言える。

※1 人が楽しんでプレイできる遊びや競争といったゲーム的な要素や考え方を、ゲーム以外の分野に応用すること。

※2 情報をイラストやグラフなどで分かりやすく視覚的に伝えるための技術を総称したもの。



相続税申告の税務調査で、申告漏れが指摘される財産として非常に多いのが現預金等の金融資産であり、指摘の多くには名義預金の申告漏れがあります。

名義預金とは、形式的には被相続人の配偶者や子などの親族名義で預金をしているが、実質的には親族の名前を借りているに過ぎない預金のことです。例えば、夫の死亡により相続が発生した際に、専業主婦で過去に預金を蓄積するような経緯が無い状況で妻名義で多額の預金がある場合は、税務上は夫である被相続人の預金とみなされる可能性があります。

先述しましたが、夫である被相続人の妻名義の預金を夫の財産とは捉えず相続税申告書に計上しないことで、財産の計上漏れとして税務調査の指摘事項となるケースが多々みられます。夫婦間において、夫の給与から生活費をやりくりし、生活余剰金を妻名義の預金として貯蓄してきた家庭も多いはずで、妻の立場としては、自分で家計をやりくりし貯めてきた自分の預金がなぜ夫のみの財産であると判断されるのか納得できないかと思います。

【国税不服審判所平成 19 年 4 月 11 日裁決事案】

実際に起きた事案として、被相続人（夫）の妻名義の預金について相続税の申告書に計上されていないことに国税庁が更正処分（追徴課税処分）を行ったのに対し、相続人（妻）が当該預金については名義人である自身の固有の財産であるとして国税不服審判所^{※1} に不服申立てを行い更正処分の取消しを求めたものがありました。相続人（妻）の主張としては、夫から「生活費で渡した残りのお金は自由に使っていい」と言われ、自分の預金はそういった生活費の余剰金を何十年と貯蓄してきたものであり、生前贈与も成立していることから名義人である自身の財産であると不服申立てを行った事案です。

この申立てに対する国税不服審判所の平成 19 年 4 月 11 日の裁決では、概ね下記 2 つの論拠から相続人（妻）の不服申立てを棄却する結果となりました。

- ・本件預金は妻名義の預金であるものの、その原資は夫が拠出したものであること
- ・相続人（妻）が主張する贈与の成立についても、「生活費で渡した残りのお金は自由に使っていい」との言辞が直ちに贈与契約を成立させるものではないこと（生活費で渡された余剰金の法的性質は夫婦共同生活の基金であり、妻名義の預金に移動・蓄積されたからといって夫婦共有財産としての法的性質が失われるものではなく^{※2}、贈与が成立し妻固有の財産になったとは言えない）

相続税における財産の帰属の判定においては、財産の名義が誰であるかよりも、実態としてその原資は誰の財産から構

名義預金について

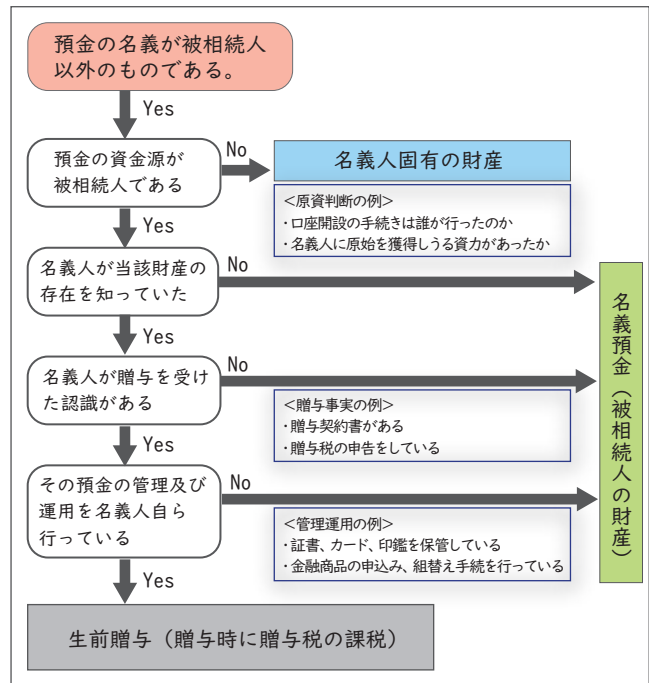
成されてきたか（出捐者が誰か）が判断基準になります。この事案では原資は被相続人であることは明確でした。また、名義預金かどうかの判断では、過去に贈与が成立していたことに客観的な証拠があるかが重要な争点になってきますが、具体的な金額や日付が記載された贈与契約書等もなく、贈与成立を証明する客観性の点で十分ではなかったと言えます。

この事案以外にも名義預金含む名義財産については不服申立てや訴訟が度々起こされてきましたが、名義財産ではないという明確な証拠がない限り、納税者である相続人の主張が棄却・敗訴となっています。そのため、名義財産と判断されないようにするためには、贈与契約書等の書類を残すことや、名義人自身がその財産を管理するなど、贈与事実の客観的な証明ができるようにすることが望ましいと言えます。

※1 国税不服審判所：税務署長や国税局長などが行った更正処分等に関する審査請求に対して裁決を行う機関

※2 東京地裁昭和 59 年 7 月 12 日判決〔判例タイムズ 542 号 243 項〕

名義預金の判断フローチャート



山形事務所
パートナー
公認会計士・税理士 伊藤 俊和

事業会社の財務経理を経て、KPMG Japan 有限責任あずさ監査法人に勤務。現在は税理士法人あさひ会計で相続・事業承継の実務に携わる。

中小企業向け所得拡大促進税制

中小企業向け所得拡大促進税制が、令和 3 年度税制改正により大幅に変更となりました。この税制は、前事業年度より給与等を増加させた場合に、その増加額の一部を法人税（個人事業主の場合は所得税）から税額控除できる制度となります。

令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの期間内に開始する事業年度（令和 4 年 3 月期決算～令和 5 年 2 月期）において、雇用者給与等支給額^{※1} が前事業年度と比べて 1.5%以上増加している場合、控除対象増加額の 15%を法人税（所得税）額から控除できるようになります。以前の制度では、継続雇用者給与等支給額^{※2} の増加が要件となっていました。それが撤廃され雇用者給与等支給額の増加の判定となりました。つまり、年の中途で入社した従業員分の給与を含めて増加額の計算を行うこととなります。上乗せ要件は旧制度と同様になります。

この制度を適用するにあたって主な注意点が 2 つあります。1 つ目は給与等の総支給額を計算する際、役員や役員の特殊関係者（主に親族）、使用人兼務役員分の給与は含まれないことです。一般の従業員でも役員の親族にあたる場合は、総支給額から控除する必要があります。2 つ目は給与等に充てるために他の者から支払いを受け

る金額は、給与等の総支給額から控除することです。最近では新型コロナウイルスの蔓延によって雇用調整助成金の支給を受けている方が多いようにお見受けします。このような助成金は給与の支払の補填と考えられるため、当該金額を控除しなければなりません。

先にも述べた通り、この税制は令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する事業年度に限り適用可能なものとなります。同じ適用期間で、大企業向けの所得拡大促進税制も、“人材確保等促進税制”として見直しがされました。大企業向けと言うものの、要件を満たせば中小企業でも適用可能なものですので、有利な方を選択することになります。こちらに関しては次号で取り上げます。

令和 4 年 4 月 1 日以降に開始の事業年度については、今回の内容に若干の変更が加わった税制での適用となります。こちらに関しても次号で取り上げます。

※1 適用事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される全ての国内雇用者に対する給与等の支給額

※2 前事業年度の期首から適用事業年度の期末までの全ての月分の給与等の支給を受けた従業員のうち、そのすべての期間において雇用保険の一般被保険者である者に支払った給与等の総額（高齢者雇用安定法に定める継続雇用制度の対象者を除く）。

★ 主な変更点	旧 制 度		新 制 度
	適用要件 ＜通常の場合＞	雇用者給与等支給額が前事業年度よりも増加 かつ 継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて 1.5%以上増加	雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて 1.5%以上増加 継続雇用者要件は撤廃
適用要件 ＜上乗せ要件＞	※増加額の 15%を法人税（所得税）額から控除	継続雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて 2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと	雇用者給与等支給額が前事業年度と比べて 2.5%以上増加しており、かつ次のいずれかを満たすこと
		①教育訓練費が前事業年度と比べて 10%以上増加していること	同左
	※増加額の 25%を法人税（所得税）額から控除	②適用年度の終了の日までに中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画の認定を受けており、経営力向上計画に基づき経営力向上が確実に行われたことにつき証明がされていること	同左

※法人税（所得税）額の 20%（通常・上乗せ共通）が上限となります。



中小企業庁 HP

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/syotokukakudai.html>



山形事務所
審査部
早坂 賢人

審査部にて従事。決算書や申告書のチェックを日々行う。



先ごろ、入社後約３～５年目の社員を対象とした「若手社員研修」を実施しました。この研修は、数年間の社会人生活を経験し、組織の全体像が理解できるようになった時期に、目標とする姿や仕事に対する価値観を再確認すると共に、組織や経営陣からの期待像をイメージし仕事に対する意欲を高めることを狙いに実施しています。参加者に、仕事観や自己啓発の取り組み方、目標設定の考え方や自身を客観視する利点等を紹介し、内観したり話し合ったりしながら自らの認識を確認して頂く内容です。ご参加頂いた皆様の積極的な演習取り組みや活発な意見交換により、有意義な２日間となりました。御礼申し上げます。

研修では、例として次のような考え方の紹介と演習を行っています。

◆E Q (Emotional Intelligence Quotient こころの知能指数)
＊感情を理解・調整する能力。職場においては、感情の自己認識・自己規制、自己を動機付けし、他者の感情に共感する能力。この社会的技術を高めることで、職場や会社で成功する。

→仕事を通して嬉しい、悔しいなどの感情が動いた時と原因となった出来事を振り返り、それらを客観的に理解し気づきを得る。

◆レジリエンス（回復力、復元力）

＊逆境やトラブル、強いストレスに直面したときに適応する精神力と心理的プロセス。誰も落ち込むことはあるが、その経験から得た学びを自身の教訓とすることでレジリエンスが高まる。

→これまでの人生を振り返り、落ち込んだ時からの立ち直りのプロセス、そこで得た学び・教訓を再確認し、自身の強みとする。

この他にも様々なグループワークや演習を通じて、皆様の意欲や成長に結びつく気づきが得られるように務めました。

一方、厚生労働省の発表によれば、新規学卒就職者の就職後３年以内の離職状況は次のようになっています。
(令和３年１０月２２日発表)

■新規学卒就職者の就職後３年以内離職率

中学	高校	短大等	大学
55.0% (△4.8P)	36.9% (△2.6P)	41.4% (△1.6P)	31.2% (△1.6P)

※（ ）内は前年差増減

若手社員研修を実施しました

■新規学卒就職者の事業所規模別就職後３年以内離職率

事業所規模	高校	大学
５人未満	61.9% (△1.1P)	56.3% (+0.2P)
５～２９人	52.8% (△2.8P)	49.4% (△1.7P)
３０～９９人	44.1% (△2.4P)	39.1% (△1.0P)
１００～４９９人	35.9% (△2.2P)	31.8% (△1.2P)
５００～９９９人	30.0% (△2.5P)	28.9% (△1.0P)
１,０００人以上	25.6% (△1.8P)	24.7% (△1.8P)

※（ ）内は前年差増減

新規学卒就職者の概ね３割以上の就職者が最初に勤めた会社を辞めていることになります。離職率が高いことは辞める側にとっても組織側にとっても望ましいことではありません。特に組織にとっては、これから更に実力を発揮してほしい世代の人材が辞めることは大きな痛手となります。できれば現在の組織・職場で成長してもらい、着実に成功を積み上げていくことが、両者にとって幸せな状態に近づくのではないのでしょうか。

若手社員研修では、参加者皆様の仕事を通じた成功体験を振り返って自身にとっての成功を定義づけ、成功に至るまでの望ましい行動を考えていただきました。研修後の日常でもその行動を習慣化し、成功と呼べる状態を実現し、周囲からも成長を認められるような人財になっていただくことが研修講師の希望です。



株式会社旭ブレインズ
代表取締役
松尾 孝之

生産現場改善支援やマネジメントシステム構築運用支援など、中小企業の経営コンサルティング業務に幅広く従事する。

次回決算へ向けて

３月決算法人の皆様は６月までに理事会、総会（評議員会）などの承認を経て、県への定期提出書類提出、役員改選による変更登記など、ほぼ完了されてほっとされている時期かと存じます。

この時期に是非、今年の決算を振り返り、来年の決算に向けて検討・対策を行う事をご提案させていただきます。
決算の記憶が新しい今だからこそ出来ることがあります。

①総会（評議員会）、理事会において、
質問・指摘・検討事項などがあった場合

例）＊総会（評議員会）招集の通知時に議事資料を送付していなかった。
→ 招集の通知に際し、計算書類等を提供しなければなりません。（一般法人法第125条、199条）
＊前年度比較の増減などについての質問に明確に答えられなかった。
→ 質問を想定して事務局手元資料を準備する。

②監事監査において、質問・検討事項などがあった場合
検討事項等がある場合、対策・改善などを速やかに始める。

③決算スケジュール通りに作業が進まず
遅れが生じた場合

スケジュール通りに進まなかった原因を把握する。
例）＊各部署に依頼していた資料が予定どおり集まらなかった。
→ 事前に決算スケジュールや必要な資料などについて周知できるよう、告知文書・スケジュール案を現時点で仮作成する。
＊未収金、未払金、預り金の計上、残高チェック・集計に手間取った。
→ 請求書など外部から届くものは事前に期限内到着の依頼をする、各残高内容を事前チェックすることなどを決算スケジュールに入れる。
＊補助金の精算が遅れた。
→ 事業担当者と打合せし来期に向けて対策する。



④県への定期提出書類（事業報告等）提出後の対策

公益認定基準の内、収支相償基準が未達成だった場合、今期解消に向けて対策案を作成し理事会等の承認を経て実行する。

例）＊今期の事業で前期の剰余金を費消する。

＊事業拡大や周年事業などの計画があり、特定費用準備金として積立する。

＊固定資産の取得計画があり、資産取得資金として積立する。 等

⑤経理担当者の退職・異動等による内部管理

経理担当者の退職（定年など）や配置転換（定期的）が予想される場合、引継ぎの職員配置やマニュアルを作成するなどリスク対策を講じる。

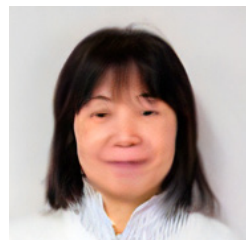
⑥公益社団(財団)法人・一般社団(財団)法人としての
制度の理解

役員改選により新たな役員を迎えられた法人も多いかと思っています。

公益法人に関する様々な改正や情報が公益法人インフォメーションから発信されています。そこには、運営に関する情報、会計基準に関する情報、FAQなど、制度を理解するツールが様々掲載されています。

役員や職員の制度理解を深めるため、活用されてはいかがでしょうか。

公益法人 information サイト
<https://www.koeki-info.go.jp/>



山形事務所 審査部
海谷 浩美

公益法人アドバイザーとして、主に公益法人を担当。会計のサポートだけでなく、公益法人の設立支援などにも携わる。

Focus

『もっと美味しく！もっと楽しく！』

株式会社サンワ・レストラン・クリエイツは宮城県仙台市に 11 店舗の飲食店を運営しています。居酒屋「蔵の庄」をはじめ、日本料理「おおみ矢」、レストラン「麒麟ビアポート仙台」、韓国料理「ソウルオモニ」などの様々な業態があり、従業員が一丸となって、地域のお客様に喜んでいただける店舗づくりをしています。



株式会社サンワ・レストラン・クリエイツ
<https://www.sanwarc.co.jp/>
 宮城県仙台市青葉区本町 2 丁目 9-5
 コア本町ビル 5 階
 TEL.022-221-7659



開店から 34 年を迎えた「おおみ矢」では、手仕事の日本料理や銘酒を落ち着いた店内でゆっくりと堪能できます。「ウェルカム・トゥ・ザ・ムーン」は、ステーキやピザなどをご家族やご友人と気軽に過ごせるダイニングです。また、仙台港にある「麒麟ビアポート仙台」は『食材王国みやぎ地産地消推進店登録第 1 号店』で、地元の野菜を使ったサラダバーや趣向を凝らした料理を工場直送の生ビールと一緒に、開放的な店内で楽しめます。

全店に共通しているのは、安心安全を第一に、お客様を笑顔にするための料理と接客に重点をおいて営業している点です。今後もお客様に喜んでいただける業態を増やして、地域の賑わいに貢献していきます。



新メンバーご紹介



所属：ASAHI Accounting Robot 研究所
 仙台 Lab

中鉢 大喜 (ちゅうばち だいき)
 【DAIKEY】

■趣味・特技■ バイクが好きで、休みの日は美味しいものを食べにツーリングに行くことが多いです。

■一言■ 前職と異なる領域に関わることが多いので、新しい学びがとても多いです。これまでの経験を活かしつつ、早く皆さんのお力になれるよう向上心を持って取り組んでまいります。

ビジネスアイデア実装コンテスト IDEACTIVE JAPAN PROJECT スポンサーのお知らせ



IDEACTIVE JAPAN PROJECT とは、日本全国の産官学で推進する、世界最大級のビジネスコンテスト。

日本から世界規模のビジネス創出のため、

数カ月の開催期間を通して

アイデア × テクノロジー × 人

を組み合わせた学びの機会を提供し、

アイデアコンテストやハッカソン、5G 検証環境の提供や社会実装サポートを実施するイベントです。

一人ひとりのひらめきから、
 世界を変えるビジネスを創る。

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所はこのイベントに、スポンサーとして参加することが決定しました！



『八甲田山死の彷徨』に学ぶ①

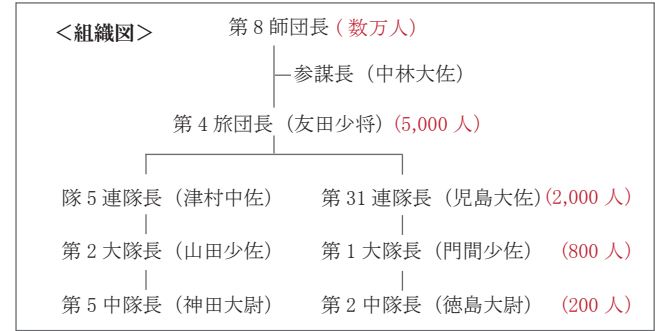
公認会計士・税理士

柴田健一



新田次郎著の『八甲田山死の彷徨』は、日露戦争を直前にして厳寒の八甲田山で 199 名の死者を出した雪中行軍遭難事故を題材にした小説だが、第 1 級のビジネス教材とされ、組織とリーダーシップのあり方、プロジェクトの進め方、リスクマネジメント等現代のビジネス現場にも通じる身近な課題がふんだんに含まれている。その中からケーススタディとしていくつかのテーマを取り上げたいが課題が数多くあり数回に亘って考察していきたいと思う。

第 1 回目のテーマは「目的の捉え方」であるが、テーマを検討する前に、事件の全容を要約しておこう。最初の舞台は第 4 旅団司令部の会議室だ。参列者は組織図（下図）の 8 名、中林参謀長が説明を始める。「日本とロシアの開戦はもはや時間の問題であり、軍は開戦に備え寒地装備、寒地訓練を緊急の課題としている。同時に万一のための交通路の確保を目的として八甲田山を踏破し、その真実の姿を提示してほしい。しかし、これは師団の命令ではなく、私の希望である。如何なる犠牲を払っても踏破せよというのではない。寒さとは如何なるものか、雪とは何物なのか、その真実の姿を、提示して貰えばいい。」と言葉を切った後、第 4 旅団長（友田少将）が各連隊長を飛び越し第 5 連隊の中隊長神田大尉と第 31 連隊の中隊長徳島大尉に「冬の八甲田山を歩いてみたいと思わないかな」と質問する。二人は同時に「はっ、歩いてみたいと思います」と答えた。



結果として、徳島大尉が率いる第 31 連隊は 1 個小隊 37 名、十和田湖を迂回して八甲田山に向かう 11 日間 240 キロの行程、全工程を踏破し全員生還。一方、神田大尉が率いる第 5 連隊は 1 個中隊 210 名、徳島

隊とは逆のコースを進み、第 1 日目に早くも猛吹雪に阻まれ、方向を見失う。寒さと雪にしみながら数日間さ迷い続け、ついに神田大尉以下 199 名が凍死。世界に類を見ない山岳遭難事故となる。

この小説は失敗がテーマなのだが、神田隊と徳島隊が行った雪中行軍の概要は下記の通りだ。

	人数	軍行日程	距離	特徴	結果
神田隊	210 名	1 泊 2 日	40km	中隊規模 有事即応の演習	199 名死亡
徳島隊	37 名	10 泊 11 日	240km	少数精鋭 研究主体の演習	全員生還

なぜ神田隊は中隊規模の陣容を組み、有事即応の演習となってしまったのだろうか。神田大尉は当時としては珍しい平民出身の将校だった。その為か彼は「独断専行せず、権限を外れることは必ず上官の指示を仰いでいた」一方、上官の山田少佐は「部下に任せっきりにせず、こまめにコミット」しており、信頼関係に結ばれた理想的な上下関係にも見える。

神田大尉は徳島大尉を訪問、情報を収集して山田少佐に報告。山田少佐からは「徳島隊に引きずられることなく、独自の計画を立てるよう」諭される。その後、八甲田山麓の村に出掛け、村人に雪山の実体を聞き、案内人がいるか確認、翌月には好天のなか小峠まで演習行軍を行う。その報告を山田少佐に報告。山田少佐からは「中隊を編成し、大体本部が随行する計画を作成せよ」と指示をうける。

今回のテーマは神田大尉、徳島大尉が中林参謀長の指示をどう捉えたかがポイントとなる。プロジェクトを進めるときにまず確認しておかなければならないのは「達成水準」、すなわちどのレベルの成果が求められているのかである。月差 1 秒の時計を作るのと、年差 1 秒の時計を作るのでは、材料、製造工程、コスト、技術力が全く異なってくる。

中林参謀長は「如何なる犠牲を払っても踏破せよというのではなく、その可能性を試せばよい」と補足している。真の目的は「まずは、体験してみよう」というレベルの要求だったのだ。また、「これは命令ではない」と断っているのは、万が一問題が起きても責任は取らないという意思表示だったのだろう。

SEMINAR

あさひ会計ホームページの What's New 「セミナー情報」をご覧ください。

会場◆【山形】あさひ会計山形事務所 【仙台】あさひ会計仙台事務所

『成長戦略・事業承継 個別相談会』

共催／日本M&Aセンター

参加費：無料



ご案内HP

現在の悩み・課題に応える手法として「M&A」を検討してみませんか。
M & A・事業承継に詳しい税理士・コンサルタントが個別にご相談承ります。
◎各会場先着 5 組様限定、完全予約制※Zoom を利用した WEB 形式の面談も可能です。

【山 形】

7 月 7 日 (木)

【仙 台】

7 月 15 日 (金)

◆時間：各会場共通

① 9:00 ②10:30 ③13:00 ④14:30 ⑤16:00

『経営者のための DX セミナー』

参加費：おひとり様¥3,000



ご案内HP

RPA や AI など、最新テクノロジーを活用した DX 化の取り組みが企業競争力に圧倒的な差をつけます。会計業務などの間接業務の変化、様々な業界ごとの RPA 導入の実例を紹介します。

◎紹介ツール：Microsoft Power Automate、早業 DX など

講師：株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所 柏倉佑美

税理士法人あさひ会計 DX 推進チーム 渡部竜次

【山 形】

7 月 13 日 (水) 8 月 17 日 (水)

【仙 台】

7 月 15 日 (金) 8 月 19 日 (金)

◆時間：各会場共通

14:00 ～ 15:30

『相続個別相談会』

参加費：無料



ご案内HP

「相続のことで家族でもめたくない」、「相続税がどのくらいかかるか不安」、「子どもや孫に財産を残してあげたい」、など、相続の悩みを個別相談会として無料にて相談をお受けします。

◎ご相談は、相続人の方、または遺言書を検討されている方とそのご親族様に限定させていただいております。

【山 形】

山形相続サポートセンター

☎ 0120-652-144

【仙 台】

宮城相続サポートセンター

☎ 0120-954-883

◆開催日時：各会場共通

7 月 14 日 (木) 8 月 23 日 (火)

1 回目／ 10:00 ～、2 回目／ 14:00 ～ いずれも 1 時間程度

書籍案内

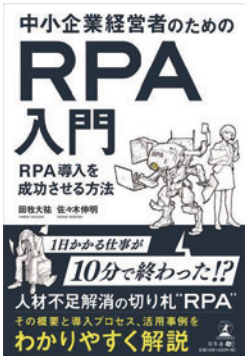
あさひグループが手掛けた書籍のご案内



実践 MQ 会計
目からウロコの経営術

代表社員会長
柴田健一 著

税理士法人あさひ会計



中小企業経営者のための
R P A 入門

CEO 田牧大祐
CTO 佐々木伸明 共著



できる
Power Automate Desktop
ノーコードで実現する
はじめての RPA

株式会社 ASAHI Accounting Robot 研究所



はじめての
Power
Automate
Desktop



株式会社サンワ・レストラン・クリエイツ(P7 参照)

Beyond vol.19

2022 年 7 月 発行

発行元／あさひ総研

山形 〒990-0034 山形市東原町 2-1-27
TEL : 023-631-6521

仙台 〒980-0804 仙台市青葉区大町 1-1-30
新仙台ビルディング 4F
TEL : 022-262-4554

<https://asahi.gr.jp>